



**ReNet.jp**  
group

第22期

# 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2021年12月17日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催  
場所

愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号  
グローバルゲート  
「名古屋コンベンションホール」  
4階406会議室  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議  
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件

証券コード:3556

リネットジャパングループ株式会社

# 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第22期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

代表取締役社長 グループCEO



## 経営理念

ビジネスを通じて“偉大な作品”を創る

～収益と社会性の両立したビジネスモデルを目指して～

2021年9月期は、前期のコロナ禍によるカンボジアでの大きな特別損失計上からV字回復し、過去最高益を達成することができました。株主の皆様にはご心配をお掛けしましたが、業績が無事回復し、今後の成長に向け着実に取り組んでいることをご報告申し上げます。

国内のリユース事業、リサイクル事業のセグメントである「国内Re事業」が好調に推移し業績を牽引しました。今後もこのセグメントの持続的成長を見込んでおり、それに向け、マーケティングを中心に積極的な投資を継続していく方針です。また、カンボジアの不良債権の解消にも目途が付き、懸念すべき点は解消されたと考えています。今後、国内Re事業が牽引する形で、2、3年以内での連結経常利益10億円の達成を目指していく方針です。

また、当社は2000年にリユース事業で創業して以降、収益と社会性の両立を目指す経営理念を掲げ、様々な事業にチャレンジして参りました。

そのひとつが、リサイクル事業で、これは、日本の家庭などに眠る退蔵されたパソコンなどの小型家電に含まれるレアメタル、いわゆる“都市鉱山”をいかにリサイクルするかという社会課題に対して、宅配便で回収・リサイクルするというユニークな形で課題解決している事業です。また、回収したパソコンの分解作業が知的障がいの方のお仕事に適していることから、積極的な雇用を進めており、今後、リサイクル事業の拡大による、障がい者雇用の拡大を目指していきます。

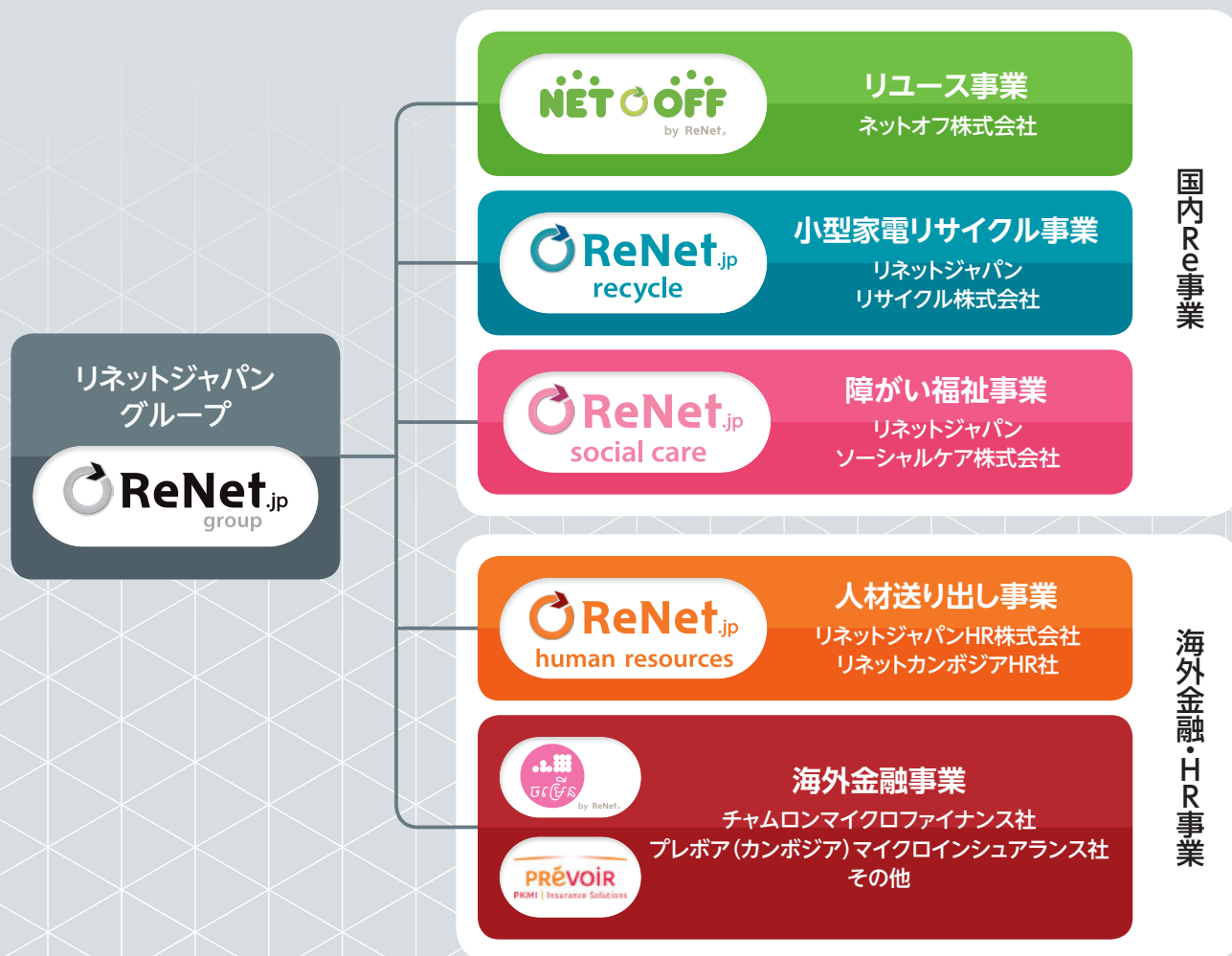
また、カンボジアでは、貧困問題の解決を目指し、農村地帯を中心にマイクロファイナンス事業を展開しています。この事業は、バングラデシュにおいて同様のアプローチで貧困問題の解決を実現し、ノーベル平和賞を受賞したムハメド・ユヌス氏のグラミン銀行のノウハウを取り入れた形で運営をしています。さらに、カンボジアの中央銀行が発行するデジタル通貨“Bakong”を活用したプロジェクトにも取り組んでおり、銀行口座を持っていない方に対して、金融サービスを提供していく“金融包摂”（フィナンシャルインクルージョン）の考え方で、途上国の社会課題解決と事業の成長を目指していきます。

現在、SDGsの取り組みが世の中にクローズアップされていますが、当社は10年前より収益と社会性の両立を経営理念に掲げ事業を推進してきました。真のSDGs企業を目指し、そして、株主の皆様のご期待に応えていくべく全社一丸となって取り組んで参ります。今後ともご支援承りますようお願い申し上げます。

## リネットジャパングループの構成

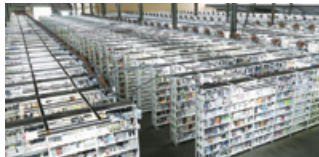
「ビジネスの力で、社会課題を解決する。」

本業のビジネスの中に社会課題解決モデルを組み込み  
我々の事業成長が社会への貢献に繋がることを目指す  
そんな、後世にも語り継がれる「偉大な作品」創りを経営理念に掲げる



# リネットジャパングループは、国内外で3つの事業を展開!

**NET OFF**  
by ReNet.

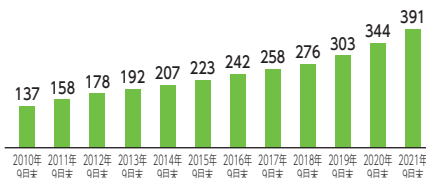


## ▶ 会員数約400万人を擁する日本最大級のネット中古書店

NETOFFブランドで本・CD・ゲームソフト・フィギュアを中心に多様な中古リユース商品を取り扱っています。

インターネットと宅配便を活用した無店舗型の買取・販売サービスを提供し、ローコスト・効率運営を強みとしています。

▶ NETOFF 会員数推移 (単位: 万人)



**ReNet.jp**  
recycle



## ▶ 都市鉱山リサイクルと障がい者雇用の創造

使用済となったパソコンなどの小型家電に含まれる資源は“都市鉱山”と呼ばれ、資源大国並みに埋蔵されていると言われています。

当社は小型家電リサイクル法の認定を取得し、宅配便でご自宅から回収するサービスを提供、回収後の再資源化の現場では、知的障がいのある方を積極的に雇用する取り組みを展開しています。

## ▶ スペシャルオリンピックス日本へのサポート

スペシャルオリンピックスは、知的障がいのある方たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供している国際的なスポーツ組織です。当社はリサイクルを通じて、国内の本部組織であるスペシャルオリンピックス日本を応援する取り組みを、環境省・自治体・企業等と連携して実施しています。

**ReNet.jp**  
international



## ▶ カンボジアでのファイナンス及び人材送り出し事業

マイクロファイナンス事業を展開するチャムロン社を中心に貧困層への金融アクセスの向上(金融包摂)などに取り組んでおり、人材送り出し事業では、自動車整備業を中心に日本へ技能実習生の送出しを行っています。



株主各位

証券コード 3556

2021年12月2日

愛知県大府市柘山町三丁目33番地

## リネットジャングループ株式会社

代表取締役社長 黒田 武志

### 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、6頁～7頁の【議決権の行使についてのご案内】に従って、2021年12月16日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2021年12月17日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）
<b>2 場 所</b>	愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート 名古屋コンベンションホール 4階406会議室
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第22期（2020年10月1日から2021年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第22期（2020年10月1日から2021年9月30日まで） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額 決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第7号議案 会計監査人選任の件
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	6頁～7頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- インターネット開示について  
下記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集通知ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部です。
  - ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ・ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

**当社ウェブサイト (<https://corp.renet.jp/>)**



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年12月17日 (金曜日)  
午前10時 (受付開始：午前9時30分)

### 書面 (郵送) で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年12月16日 (木曜日)  
午後6時到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月16日 (木曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

XXXXXXXXXX月XX日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、4、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

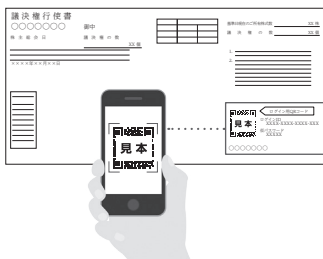
書面 (郵送) 及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたしません。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたしません。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

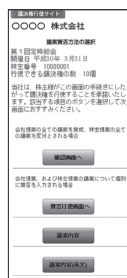
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

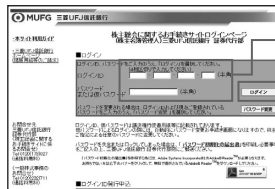
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

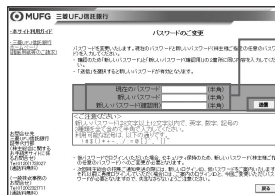
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第41条（剰余金の配当等の決定機関）及び第42条（剰余金の配当の基準日）を新設することとし、これに伴い、現行定款第46条（期末配当金）及び第47条（中間配当金）を削除するものであります。
- (3) 上記条文の新設及び削除に伴う条数の変更、ならびに軽微な表現等の変更など、その他所要の変更を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第16条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第16条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="157 269 495 329">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p data-bbox="157 340 241 364">第17条</p> <p data-bbox="400 374 514 399">(条文省略)</p> <p data-bbox="172 447 335 471">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="157 482 633 506">第18条 当社の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="172 621 335 645">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="157 656 746 786">第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p data-bbox="198 830 746 1029">2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 3 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって解任する。</p> <p data-bbox="421 1040 489 1064">(新設)</p> <p data-bbox="172 1215 335 1239">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="157 1250 746 1347">第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p data-bbox="778 269 1117 329">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p data-bbox="778 340 863 364">第17条</p> <p data-bbox="1006 374 1150 399">(現行どおり)</p> <p data-bbox="793 447 957 471">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="778 482 1368 579">第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は<u>6</u>名以内、<u>監査等委員である取締役は3名</u>とする。</p> <p data-bbox="793 621 957 645">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="778 656 1368 821">第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して</u>選任する。</p> <p data-bbox="819 830 1368 1171">2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 3 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって解任する。 4 <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="793 1215 957 1239">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="778 1250 1368 1380">第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 代表取締役の中の1名は社長となる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から選定する。</p> <p>2 代表取締役の中の1名は社長となる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 <u>前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>
<p>第26条～第27条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第26条～第27条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>2 <u>会社法第361条第1項各号に定める事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(取締役の責任限定) 第29条 (条文省略)	(取締役の責任限定) 第30条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。	第5章 監査等委員会 (削除)
<u>(監査役の数)</u> 第31条 当社の監査役は4名以内とする。	(削除)
<u>(監査役の選任)</u> 第32条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。	(削除)
2 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって解任する。	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> 第33条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(削除)
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤監査役)</u> 第34条 当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第38条 <u>当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任限定)</u></p> <p>第39条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第31条 <u>当会社は、監査等委員会を置く。</u></p>

現行定款	変更案
	(監査等委員会の招集手続)
(新設)	<p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
	(監査等委員会の決議の方法)
(新設)	<p><u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。</u></p>
	(監査等委員会規程)
(新設)	<p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 第35条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第43条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意</u>を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第38条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>(会計監査人の責任限定) 第44条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の責任限定) 第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第7章 計算 (事業年度) 第45条 (条文省略)</p> <p><u>(期末配当金)</u> 第46条 当社は株主総会の決議によって、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「<u>期末配当金</u>」という。) を支払うものとする。</p> <p><u>(中間配当金)</u> 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当 (以下「<u>中間配当金</u>」という。) をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算 (事業年度) 第40条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>



現行定款	変更案
<p data-bbox="394 269 459 299">(新設)</p> <p data-bbox="145 382 258 412">(除斥期間)</p> <p data-bbox="130 420 715 550">第48条 会社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p data-bbox="790 269 1339 334">3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を<u>することができる。</u></p> <p data-bbox="768 382 881 412">(除斥期間)</p> <p data-bbox="752 420 1338 550">第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、現任の取締役全員4名（うち社外取締役1名）は任期満了となります。

つきましては取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといまします。

なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	<small>くろだ たけし</small> <b>黒田 武志</b> (1965年11月5日生)	1989年4月 トヨタ自動車株式会社 入社	2,950,000株
		1998年4月 株式会社ブックオフウェブ設立 代表取締役社長	
		2000年7月 当社設立 代表取締役社長（現任）	
		2008年7月 株式会社ブックチャンス設立 代表取締役社長	
		2011年12月 ネットオフ・ソーシャル株式会社設立 代表取締役社長（現任）	
		2013年3月 リネットジャパン株式会社（現リネットジャパンリサイクル株式会社）設立 代表取締役（現任）	
		2018年1月 METREY HR Co., Ltd. (現ReNet (Cambodia) HR Co.,Ltd.) Director（現任）	
		2018年2月 ReNet Japan (Cambodia) Co., Ltd.設立 Chairman	
		2018年9月 Chamroeun Microfinance Plc. Chairman	
		2019年5月 ReNet Japan International Pte. Ltd. 設立 Director（現任）	
2019年5月 Mobility Finance(Cambodia) Plc. Chairman			
2019年10月 Prevoir(Kampuchea)Micro Life Insurance Plc. Chairman			
2020年7月 リネットジャパンHR株式会社 代表取締役（現任）			
2020年8月 リネットジャパンソーシャルケア株式会社 代表取締役（現任）			
2020年11月 ネットオフ株式会社設立 代表取締役（現任）			
取締役候補者とした理由 当社創業者として、宅配リサイクルという新たな事業領域から、リユース事業、小型家電リサイクル事業、海外事業を展開し、事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	なかむら としお <b>中村 俊夫</b> (1977年 10月28日生)	2000年 4月 株式会社大阪有線放送（現株式会社USEN） 入社 2005年11月 当社入社 2013年 7月 当社 ネットリサイクル事業部 執行役員 2017年10月 当社 ネットリサイクル事業部 常務執行役員 2017年12月 リネットジャパン株式会社（現リネットジャパンリサイクル株式会社） 取締役 2018年12月 当社 取締役 2020年 1月 リネットジャパンリサイクル株式会社 代表取締役（現任） 2020年11月 ネットオフ株式会社設立 取締役（現任） 2020年12月 当社 取締役（現任）	500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>中村俊夫氏は、当社において小型家電リサイクル事業を立ち上げ時より担当し、各省庁・各関連団体との対応、事業の収益力向上に向けた各種施策を考案し、昨年度は同事業の代表取締役社長として事業の大幅黒字化を達成。同事業に対する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役就任後は小型家電リサイクル事業のほか、リユース事業を担当します。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	まつお としや <b>松尾 俊哉</b> (1963年 6月23日生)	1988年 4月 山一證券株式会社 入社 1992年 4月 マークテック株式会社 入社 2007年 4月 楽天株式会社 入社 2013年 3月 トランスコスモス株式会社 入社 2014年 4月 transcocosmos Thailand co., Ltd. 取締役 2014年 5月 Ookbee Co., Ltd. 取締役 2015年 5月 OOKBEE MALL (THAILAND) CO., LTD. CEO 2015年 9月 グランドデザイン株式会社 取締役 2019年 7月 当社入社 カンボジア事業部上級執行役員 2019年12月 MOBILITY FINANCE(CAMBODIA) PLC. Director 2020年 1月 RENET JAPAN(CAMBODIA) CO.,LTD. Chairman（現任） 2020年 8月 ReNet Japan International Pte. Ltd. Director（現任） 2020年12月 当社 取締役（現任） Mobility Finance(Cambodia) Plc. Chairman（現任） Chamroeun Microfinance Plc. Chairman（現任） Prevoir(Kampuchea) Micro Life Insurance Plc. Chairman（現任） 2021年 5月 ReNet (Cambodia) HR Co.,Ltd. Director（現任） リネットジャパンHR株式会社 代表取締役（現任）	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>松尾俊哉氏は、マークテック株式会社、楽天株式会社、トランスコスモス株式会社等にて、主にASEANでの投資、PMI新規事業開発、現地パートナーとの事業連携構築等、長年の海外駐在経験における豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役就任後は海外事業を担当いたします。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任	いわきり くにお <b>岩切 邦雄</b> (1963年 2 月 6日生)	1985年 4月 株式会社日本興業銀行（現 みずほ銀行） 入行 2013年 5月 日本電産コパル株式会社 入社 経営企画部長 2015年 6月 ユニプレス株式会社 入社 経営企画部長 2018年 1月 株式会社エイチーム 入社 執行役員 CFO 兼 財務経理部長 2019年11月 株式会社ボルテックス 入社 執行役員 経営企画本部長 2021年 2月 当社入社 グループCFO 管理本部長（現任） 2021年 3月 Prevoir(Kampuchea)Micro Life Insurance Plc. Director（現任） 2021年 4月 Chamroeun Microfinance Plc. Director（現任） 2021年 5月 ReNet(Cambodia)HR Co.,Ltd.) Director（現任） リネットジャパンHR株式会社 取締役（現任）	一株
		取締役候補者とした理由 岩切邦雄氏は、日本興業銀行（現 みずほ銀行）に入行し、長年にわたり金融業界に携わることによって培われてきた豊富な経験と、事業会社でCFO・経営企画部門の責任者を歴任しており、会社経営全般における幅広い見識を有しております。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	たみほし よしたか <b>高橋 義孝</b> (1965年 5 月31日生)	1990年 4月 アンダーセンコンサルティング 入社 1994年 3月 ジーエフシー株式会社 入社 1999年 4月 個人経営コンサルタント業 開始 2008年 7月 株式会社ブックチャンス 取締役 2008年 8月 当社 社外取締役（現任） 2013年 3月 リネットジャパン株式会社（現リネットジャパンリサイクル株式会社） 取締役 2018年 9月 CHAMROEUN MICROFINANCE PLC. Director（現任） 2019年 5月 MOBILITY FINANCE(CAMBODIA) PLC. Director（現任） 2019年10月 PREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSURANCE PLC. Director	一株
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 高橋義孝氏は、長年にわたるコンサルタントとして各分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、的確な助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者としております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋義孝氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は2008年8月より当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって13年4ヶ月となります。
3. 当社は、社外取締役候補者である高橋義孝氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合は、当社と同氏の間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 高橋義孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が取締役に再任され就任した場合は、当社は同氏を引続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

す。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行使等に起因する損害等については補填の対象外としています。また、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

本議案に関してはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	のむら まさひろ 野村 政弘 (1942年12月16日生)	1965年4月 日本電装株式会社（現 株式会社デンソー）入社 1991年11月 日本電装システムズ株式会社（現 株式会社デンソーエスアイ分社出向） 1996年2月 同社 取締役 1998年6月 株式会社デンソートピックス（現 株式会社デンソーエスアイ）取締役 2003年4月 名城大学大学院経営学研究科 客員教授 2005年4月 椋山女学園 現代マネジメント学部 非常勤講師 2005年8月 株式会社イーブックオフ（現 当社）取締役 2006年8月 当社 監査役 2007年8月 当社 常勤監査役 2011年7月 監査役 2012年7月 当社 常勤監査役（現任） 2013年3月 リネットジャパン株式会社（現 リネットジャパンリサイクル株式会社）監査役	7,500株
監査等委員である取締役候補者とした理由 野村政弘氏は、事業会社の取締役としての経験を有し、大学の客員教授・非常勤講師としても経営やマネジメントについて教鞭をとられる豊富な知見を有しております。また、常勤監査役として現場実査に基づく的確な提言を行うなど、監査の実効性向上に貢献してきたことから、監査等委員である取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	はら ひとし <b>原 陽年</b> (1963年5月14日生)	1992年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年7月 株式会社アイティット 取締役管理本部部長兼経営企画室長 2001年8月 株式会社インテラセット 社長室長 2004年9月 同社 取締役 2004年10月 株式会社エイベックスマネジメントサービス 取締役 2005年9月 株式会社東洋新薬 経営企画部兼管理本部長 2007年10月 アゲール・コンサルティング株式会社設立 取締役（現任） 2008年2月 株式会社アイスタイル 監査役（現任） 2008年8月 株式会社スペースビジョン 取締役 2013年12月 当社 社外監査役（現任）	一株
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 原陽年氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、会計・税務に関する相当程度の知見を有しております。これまでの豊富な職務経験に裏打ちされた実績と高い専門性は当社の監査等委員である取締役として、取締役会の機能強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任 社外	なかい えいち <b>中井 英一</b> (1948年5月20日生)	1968年4月 三井物産株式会社 入社 1976年4月 ドイツ三井物産株式会社 1985年4月 日本通信衛星株式会社（現 スカパーJSAT株式会社）出向 営業課長 1993年8月 同社 営業本部長代行兼営業企画部長 1995年12月 株式会社オークネット 顧問 1996年3月 同社 代表取締役副社長 1996年7月 AUCENT USE INC . 取締役社長 2011年12月 株式会社オークネット 最高顧問 2012年1月 株式会社中井ビジネスコンサルタント 代表取締役（現任） 2014年12月 当社 社外監査役（現任）	一株
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 中井英一氏は、事業会社の取締役としての経験を有しており、長年にわたって培われた企業経営に関する幅広く高度な知見と豊富な経験により当社の監査等委員である取締役として、取締役会の機能強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 原陽年氏及び中井英一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、両氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって原陽年氏が8年、中井英一氏が7年となります。
3. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各候補者が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各候補者との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 原陽年氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として指定する予定です。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行使等に起因する損害等については補填の対象外としています。また、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本決議に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
はやま のりお <b>葉山 憲夫</b> (1959年7月8日生)	1984年4月 株式会社自動車二ッポン新聞社 入社	-株
	1987年4月 株式会社物流産業新聞社 入社	
	1989年4月 株式会社コア 入社	
	1994年7月 社会保険労務士登録 葉山社会保険労務士事務所（現 社会労務士法人葉山事務所）設立 所長（現任）	
	2007年4月 特定社会保険労務士付記	
	2014年11月 株式会社東名 社外監査役（現任）	
	2016年5月 株式会社医工工学研究所 社外監査役	
	2016年8月 シェアリングテクノロジー株式会社 社外監査役	
	2018年6月 コプロホールディングス株式会社 社外取締役（現任）	
2020年1月 iCureテクノロジー株式会社 取締役		

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

葉山憲夫氏は、社会保険労務士の資格を有しており、社会保険労務士事務所における長年の経験と上場企業における社外取締役や社外監査役などの要職を歴任しております。その豊富な経験と高い専門性は当社の監査等委員である取締役としての立場から取締役会の機能強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者の在籍する社会保険労務士法人葉山事務所と当社はとは委託（依頼）契約を締結しております。
2. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任するものであります。
3. 葉山憲夫氏が監査等委員である取締役に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行使等に起因する損害等については補填の対象外としています。葉山憲夫氏が選任され、監査等委員である取締役に就任する場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2001年8月31日開催の第1回定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）と決議いただき、今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額300百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まないことといたしたく存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当と判断しております。

また、現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額100百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

なお、本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責の重要性等を勘案して決定しており、その内容は相当と判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

## 第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である三優監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会がPwC京都監査法人を会計監査人候補者とした理由は、監査法人としての専門性・独立性・品質管理体制等の観点から監査が適正に行われると評したことに加えて、会計監査人の交代により新たな視点での監査が期待できることから、適任と判断したものであります。

2021年9月30日現在

名称	PwC京都監査法人		
所在地	京都市下京区四条通烏丸東入ル 京都三井ビル7階		
沿革	2007年3月設立		
概要	資本金	340	百万円
	パートナー	33	名
	公認会計士	89	名
	公認会計士試験合格者	47	名
	その他	195	名

以上

# 事業報告 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の拡大により緊急事態宣言やまん延防止等措置が政府から断続的に発出されてきました。段階的に経済活動の回復がみられていますが、国内外ともに依然として不透明な経済状況が続いています。

このような環境の中、当社におきましては、昨年から続く新型コロナの影響による巣ごもり需要を契機としたライフスタイルの変化が、当社サービスを改めて広く知っていただける機会となり、認知度向上や利便性の認識が更なる顧客基盤拡大につながりました。それにより、国内Re事業（リユース・小型家電リサイクル）では、大幅な業績伸長が続く中で来期に向けた戦略的なマーケティング投資を実施し、そのコスト増加分を打ち返して過去最高の営業利益・経常利益を達成しました。

また、海外金融・HR事業ではカンボジアでの新型コロナの影響に対し資産規模、売上拡大に対して抑制的な運用を行いました。一方で、前期大幅な損失処理を行いました車両販売事業における不良債権の回収と処理が順調に進み計画以上の信用コストの圧縮が進みました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、営業収益7,750,158千円（前連結会計年度比13.4%増）、営業利益518,304千円（同142.1%増）、経常利益501,241千円（同107.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益200,398千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,602,569千円）となりました。

営業収益	77億 50百万円 (前期比 13.4 %増)	営業利益	5億 18百万円 (前期比 142.1 %増)
経常利益	5億 1百万円 (前期比 107.4 %増)	親会社株主に帰属する当期純利益	2億 00百万円

### 《国内Re事業》

当事業は、循環型社会の形成に向けた事業展開を行うため、リユース及びリサイクルビジネスに取り組んでおります。リユースビジネスでは、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店等を通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものであります。

リユース業界において、当社が取り扱うメディア・ホビー商材のカテゴリーは実店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入形態への移行が急激に加速しており、同カテゴリーにおけるネット市場は今後も成長が続いていく見通しにあります。

また、リサイクルビジネスでは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」といいます。）の認定事業者免許をインターネットと宅配便を活用した回収スキームにて唯一取得しており、また、全国488の自治体（2021年11月2日現在）と連携の上、行政サービスの一環としてサービスを提供する独自の事業モデルとなっております。ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際に個人情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスを有償で提供し、回収した使用済小型電子機器等を再資源化事業者へ売却又はリユース販売するインターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。リサイクル業界において、新しいライフスタイルの普及等により2020年はノートパソコンの出荷台数が過去最高になる等、巣ごもり需要におけるパソコンの買い替え等が進んでいます。このような環境の下、自治体との協定締結による連携拡大を加速させ、自治体を通じて当社の宅配回収サービスが周知されるように強化してきました。また、回収したパソコンを丁寧に分解・選別して再資源化事業者へ売却することで、回収1件あたりの収益性の向上にも取り組んできました。

以上の結果、当セグメントの営業収益は6,790,946千円（前連結会計年度比33.8%増）、セグメント利益は1,315,652千円（同51.2%増）となりました。

### 《海外金融・HR事業》

当事業は、社会貢献活動の一環としてカンボジア国内の農業支援を行うために、日本でのリユース事業のノウハウを活かし日本国内にある中古の農機具をカンボジアで活用させる事業をJICAとともに始めたことがきっかけです。現在では、車両販売事業、リース事業、マイクロファイナンス事業、人材の送出し事業の4つの事業を展開するとともに、人材育成を中心にカンボジア政府、日本政府、JICAとも共同し、カンボジア国内における国際協力活動にも参画しております。車両販売・リースは新型コロナウイルスの影響により、短期的な市場回復は見込めないことから、引き続き新規営業は凍結し債権回収を進めておりますが、一方でマイクロファ

イナンスはポートフォリオを分散することにより、貸出残高を伸長させながらも延滞率を業界水準より安定的に推移させ、カンボジアの貧困層の生活再建に貢献しつつカンボジアの金融事業をけん引しております。引続き当社グループの成長事業として位置付けており、今後更なる強化を図って参ります。

以上の結果、当セグメントの営業収益は959,212千円（前連結会計年度比45.5%減）、セグメント損失は175,493千円（前連結会計年度はセグメント損失129,373千円）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、主としてリユース事業の第1商品センター内の書架増設及びデータベースサーバーのリプレイスなど、155,360千円設備投資を実施しました。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び取引金融機関からの借入金により、1,651,308千円の資金調達を実施しました。

## ④ 企業結合等の状況

当社は、2020年12月22日開催の定時株主総会で承認されました吸収分割契約に基づき2021年4月1日付で持株会社体制へ移行いたしました。

### 1. 取引の概要

#### (1) 対象となった事業の内容

リユース事業

#### (2) 企業結合日

2021年4月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、ネットオフ株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割（吸収分割）

#### (4) 結合後企業の名称

分割会社：リネットジャパングループ株式会社

承継会社：ネットオフ株式会社

#### (5) 会社分割の目的

当社グループとして、さらなる成長の加速のため、事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくにあたり、グループの組織再編により、経営管理機能と事業執行機能を分離し、それぞれの機能に特化し

た体制構築と、権限と責任の明確化により経営のスピードを更に引き上げることで、グループ経営体制を強化することが必要であり、柔軟かつ機動的な意思決定と経営資源の最適配分を行うことが可能な持株会社体制へ移行することといたしました。

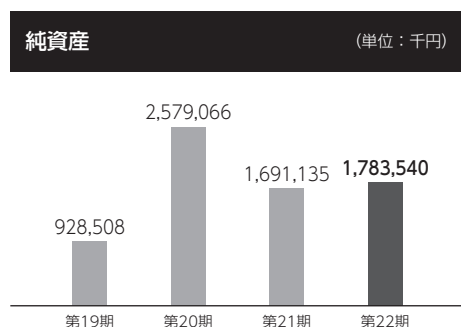
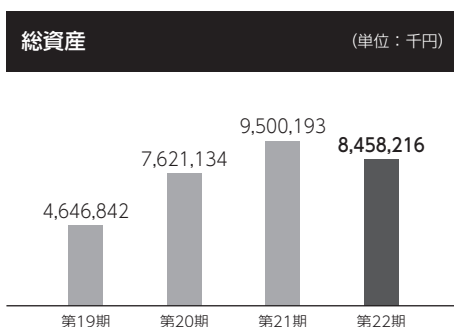
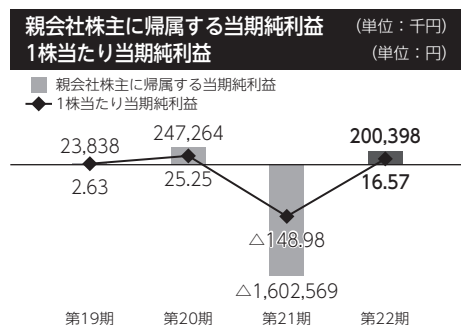
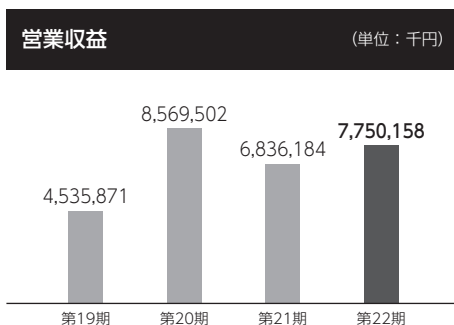
## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第19期 (2018年9月期)	第20期 (2019年9月期)	第21期 (2020年9月期)	第22期 (当連結会計年度) (2021年9月期)
営業収益	(千円)	4,535,871	8,569,502	6,836,184	7,750,158
営業利益	(千円)	8,068	429,782	214,061	518,304
経常利益	(千円)	48,836	386,244	241,642	501,241
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	23,838	247,264	△1,602,569	200,398
1株当たり当期純利益	(円)	2.63	25.25	△148.98	16.57
総資産	(千円)	4,646,842	7,621,134	9,500,193	8,458,216
純資産	(千円)	928,508	2,579,066	1,691,135	1,783,540

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第20期の期首から適用しており第19期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。





### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
リネットジャパンリサイクル株式会社	95百万円	100.0%	使用済小型電子機器など再資源化製品のリサイクル事業
ネットオフ・ソーシャル株式会社	1百万円	100.0%	広告代理店事業
リネットジャパンHR株式会社	5百万円	100.0%	人材の受入れ事業
リネットジャパンソーシャルケア株式会社	10百万円	100.0%	グループホーム事業
ReNet Japan (Cambodia) Co.,Ltd.	1,000千米ドル	100.0%	車両割賦販売事業
Mobility Finance (Cambodia) Plc.	4,584千米ドル	99.0%	リース事業
Chamroeun Microfinance Plc.	29,452百万リエル	99.0%	マイクロファイナンス事業
Prevoir (Kampuchea) Micro Life Insurance Plc.	4,222千米ドル	8.0%	マイクロ保険事業
ReNet (Cambodia) HR Co.,Ltd.	50千米ドル	36.5%	人材の送出し事業
ReNet Soramitsu Financial Technologies Co.,Ltd.	100千米ドル	80.0%	カンボジアでの中央銀行デジタル通貨“Bakong”の普及並びに事業化に向けた実証調査

(注) 1. ReNet (Cambodia) HR Co., Ltd.は、当社の議決権比率が36.5%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

2.ReNet Soramitsu Financial Technologies Co.,Ltd.は、2021年6月28日に設立した連結子会社です。

#### (4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題として、以下に取り組んでまいります。

##### ① コーポレートガバナンスの強化と内部管理体制の強化

当社グループの継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレートガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が対処すべき課題と認識しております。さらなるコーポレートガバナンスおよび内部統制の強化に取り組んでまいります。

##### ② 人材の確保及び育成

当社は、事業上、古物営業法における古物商の資格を得た買取・販売の特殊な業態であり、この業態の技術と知識の習得は一定期間の時間を要します。特に、ブランド品やフィギュア等のホビー品の買取には、その真贋や適正な価格の提示のため専門知識を持った社員の確保及び育成が重要な経営課題であると認識しております。また、インターネットを通じた買取・販売のサービスを提供しており、これらのマーケティング戦略についても同様に、高度な技術と知識を要することから、相応の専門性を持った社員の確保及び育成が重要な経営課題と認識しております。

海外金融・HR事業の業容拡大に伴い、グローバル化に対応すべく、国籍・年齢・性別を問わず、事業の安定化と更なる成長のために、優秀な人材の確保・育成に努め、ダイバーシティ推進のための取り組みを進め、社員の継続的な教育・育成に努めてまいります。

##### ③ より安全なサービスの提供

プライバシーマークに準拠したセキュリティ管理体制の強化等の対策を継続的に実施しております。また、定期的に第三者外部専門会社のアドバイスを受けながら、カード情報の不所持の徹底、外部からの攻撃に対するデータサーバーの防御機能の強化等の対策を継続的に実施しております。今後も引き続き、不正アクセス防止と一層の情報セキュリティ強化に取り組み、安全なサービス提供に注力してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

事業	内容
国内Re事業 (リユース)	NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店等を通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを顧客に提供を行っております。
国内Re事業 (小型家電リサイクル)	小型家電リサイクル法の事業会社の認定事業者として、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際に個人情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスを有償で提供し、回収した使用済小型電子機器等を再資源化事業者へ売却又はリユース販売するインターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。
海外金融・HR事業	社会貢献活動の一環としてカンボジア国内の農業支援を行うために、日本でのリユース事業のノウハウを活かし日本国内にある中古の農機具をカンボジアで活用させる事業をJICAとともに始めたことをきっかけとし、現在では、マイクロファイナンス・マイクロ保険事業、人材の送出し事業、車両販売事業、リース事業の4つの事業を展開しております。また、人材育成を中心にカンボジア政府、日本政府、JICAとも共同し、カンボジア国内における国際協力活動にも参画しております。

## (6) 主要な事業所 (2021年9月30日現在)

### ① 当社

名称	所在地
名古屋本社	愛知県名古屋市
東京支社	東京都千代田区

### ② 子会社

名称	所在地
ネットオフ株式会社	愛知県大府市
リネットジャパンリサイクル株式会社	愛知県大府市
ネットオフ・ソーシャル株式会社	愛知県大府市
リネットジャパンHR株式会社	愛知県名古屋市 東京都千代田区
リネットジャパンソーシャルケア株式会社	愛知県大府市
RENET JAPAN (CAMBODIA) CO.,LTD.	カンボジア王国プノンペン市
MOBILITY FINANCE CAMBODIA PLC.	カンボジア王国プノンペン市
CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.	カンボジア王国プノンペン市
PREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSUANCE PLC.	カンボジア王国プノンペン市
RENET (COMBODIA) HR CO.,LTD.	カンボジア王国プノンペン市
Renet Japan International Pte. LTD	シンガポール共和国
Renet SoramitsuFinancialTechnologies Co., LTD.	カンボジア王国プノンペン

## (7) 使用人の状況 (2021年9月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内 Re 事業	79 (208)	1名増 (45名増)
海外金融・HR事業	478 (-)	71名増 (-)
本社	18 (1)	6名減 (-)
合計	575 (209)	66名増 (44名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18 (1) 名	97名減 (163名減)	37.8歳	5.1年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 当連結会計年度より、事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。  
 3. 2021年4月1日の会社分割により、国内Re事業のうちリユース事業を承継会社に移行したため、前事業年度末と比較して使用人数が大幅に減少しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社百五銀行	580,000
株式会社みずほ銀行	343,400
株式会社愛知銀行	315,863
株式会社十六銀行	260,360
碧海信用金庫	252,543
株式会社広島銀行	240,000
株式会社三菱UFJ銀行	220,003

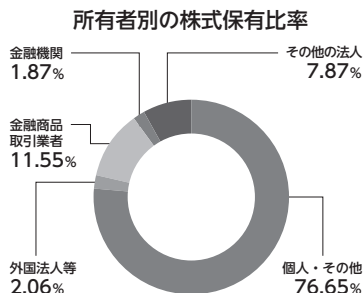
## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,249,600株
- ③ 株主数 6,409名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
黒田 武志	2,950,000株	24.08%
株式会社SBI証券	664,200	5.42
合同会社TKコーポレーション	495,000	4.04
楽天証券株式会社	272,600	2.22
山田 英治	247,300	2.01
鈴木 春美	231,400	1.88
豊田通商株式会社	221,500	1.80
渥美 裕人	186,400	1.52
株式会社SBIネオトレード証券	160,000	1.30
野村信託銀行株式会社 (投信口)	136,700	1.11

(注) 持株比率は自己株式 (68株) を控除して計算しております。



## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

#### 1. 第12回新株予約権（2014年12月25日株主総会決議）

新株予約権の数 130個（新株予約権1個につき500株）

新株予約権の払込金額 1個につき160,000円

新株予約権の行使価額 1個につき160,000円

新株予約権の行使期間 2016年12月26日から2022年1月15日まで

保有人数及び新株予約権の数 当社取締役1名 14個、当社社外取締役1名 5個  
当社社外監査役2名 6個

新株予約権の行使条件

イ 本新株予約権者は、当社が株式を公開する日までは、権利を行使することができない。

ロ 当社の株式公開日以後1年を経過する日までは、権利を付与された株式数の3分の1について権利を行使することができる。

ハ 当社の株式公開日以後1年を経過する日の翌日から1年を経過する日までは、権利を付与された株式数の3分の2について権利を行使することができる。

ニ 当社の株式公開日以後2年を経過する日の翌日から2022年1月15日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

#### 2. 第20回新株予約権（2020年12月22日取締役会決議）

新株予約権の数 9,000個（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額 1個につき58,500円

新株予約権の行使価額 1個につき58,500円

新株予約権の行使期間 2021年1月8日から2031年1月7日まで

保有人数及び新株予約権の数 当社取締役1名 9,000個、当社社外取締役0名 0個  
当社監査役0名 0個

#### 新株予約権の行使条件

- イ 本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ロ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ハ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

### ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

#### 1. 第14回新株予約権（2017年8月31日株主総会決議）

##### 新株予約権の数

2,715個（新株予約権 1 個につき500株）

##### 新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 271,500株（新株予約権 1 個につき100株）

##### 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

##### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たり 560円（1 株当たり56,000円）

##### 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

- イ 会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ロ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

##### 新株予約権を行使することができる期間

2021年1月1日から2031年1月7日まで

#### 2. 新株予約権の行使の条件

- イ 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ロ 受益者は、2018年9月期から2019年9月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA（当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び



繰延資産償却額を加算したもの。)が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 3億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち50%
- (b) 5億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち75%
- (c) 7億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

- ハ 受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ニ 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ホ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ヘ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 3. 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付対象者数
当社使用人	173個	17,300株	11名
子会社の役員及び使用人	470個	47,000株	48名

### ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2021年9月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒田 武志	経営全般 ネットオフ株式会社 代表取締役 リネットジャパンリサイクル株式会社 代表取締役 ネットオフ・ソーシャル株式会社 代表取締役 リネットジャパンHR株式会社 代表取締役 リネットジャパンソーシャルケア株式会社 代表取締役 ReNet (Cambodia) HR Co.,Ltd. Director ReNet Japan International Pte.Ltd. Director
取締役	中村 俊夫	国内Re事業担当、マーケティング本部 ネットオフ株式会社 取締役 リネットジャパンリサイクル株式会社 代表取締役
取締役	松尾 俊哉	海外事業担当 リネットジャパンHR株式会社 代表取締役 Chamroeum Microfinance Plc. Chairman ReNet Japan (Cambodia) Plc. Chairman Mobility Finance Cambodia Plc. Chairman ReNet (Cambodia) HR Co.,Ltd. Director Prevoir (Kampuchea) Micro Life Insurance Plc. Director ReNet Japan International Pte.Ltd. Director ReNet Soramitsu Financial Technologies Co.,Ltd. Chairman
取締役	高橋 義孝	Chamroeum Microfinance Plc. Director Mobility Finance Cambodia Plc. Director
常勤監査役	野村 政弘	
監査役	原 陽年	アーゲル・コンサルティング株式会社 取締役 株式会社アイスタイル 監査役
監査役	中井 英一	株式会社中井ビジネスコンサルタント 代表取締役

- (注) 1. 高橋義孝氏は、社外取締役であります。  
 2. 原陽年氏、中井英一氏は、社外監査役であります。  
 3. 原陽年氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、高橋義孝氏及び原陽年氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役及び監査役の報酬の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	78,481	78,481	-	-	4
(うち社外取締役)	(4,200)	(4,200)	(-)	(-)	(1)
監 査 役	7,800	7,800	-	-	3
(うち社外監査役)	(4,800)	(4,800)	(-)	(-)	(2)
合 計	86,281	86,281	-	-	7
(うち社外役員)	(9,000)	(9,000)	(-)	(-)	(3)

ロ. 業績連動報酬等に関する事項  
該当事項はありません。

ハ. 非金銭報酬等に関する事項  
該当事項はありません。

### 二. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2001年8月31日開催の定時株主総会において、取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。監査役の報酬等の総額は、2001年8月31日開催の定時株主総会において、監査役報酬限度額は年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

### ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 1. 基本方針

役員の報酬等は、世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して決定することを基本方針としております。取締役の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役の職責、前年度の業績、従業者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとし、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。

#### 2. 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役の職責、前年度の業績、従業者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとする。

### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の固定報酬の金額は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等との兼職状況（業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
高橋 義孝	社外取締役	個人経営コンサルタント	特別の関係はありません
原 陽年	社外監査役	アーゲル・コンサルティング株式会社 取締役 株式会社アイススタイル 監査役	特別の関係はありません
中井 英一	社外監査役	株式会社中井ビジネスコンサルタント 代表取締役	特別の関係はありません

### ロ. 他の法人等との兼職状況（社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

## ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高橋 義孝	当事業年度に開催された取締役会24回全てに出席し、適宜取締役会の議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	原 陽年	当事業年度に開催された取締役会24回全てに出席及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ取締役会及び監査役会の議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	中井 英一	当事業年度に開催された取締役会24回全てに出席及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ取締役会及び監査役会の議案審議等に必要な発言を行っております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

(取締役の責任限定契約)

当社は、定款第29条において取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けており、これに基づき社外取締役と責任限定契約を締結しております。なお、その概要につきましては、社外取締役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約内容となっております。

(監査役の責任限定契約)

当社は、定款第39条において監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、これに基づき社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。なお、その概要につきましては、社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約内容となっております。

#### ⑤ 役員賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行使等に起因する損害等については補填の対象外としています。なお、当該保険契約の保険料は、全額会社が負担しております。

## (4) 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

三優監査法人

### ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52,968千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出の根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人の提携先であるBDOに対して、監査証明業務に基づく報酬として22,468千円の支払いをしております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は52,000千円、又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催する。
- ロ. 取締役会は、取締役会規程、取締役会付議基準を整備し、それらに則り、会社の業務の意思決定を行う。
- ハ. 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ニ. 取締役会は、代表取締役をコンプライアンス全体の総責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、整備、管理にあたる。
- ホ. 当社は、監査役を設置し、監査役は自らが定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。

### ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスに関する周知徹底を図り、社内研修等の機会を通じてコンプライアンスの重要性について啓蒙を行うとともに、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
- ロ. 内部監査部門が監査を行い、コンプライアンス体制の運用状況を監視、検証して、その結果を取締役会、代表取締役及び監査役に報告する。
- ハ. 当社の業務執行体制として、稟議規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程により各部門の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、部門間の相互牽制を機能させる。

### ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 株主総会、取締役会等の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保管・管理する。
- ロ. 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、文書管理規程に基づいて、記録し、保存する。
- ハ. これらの管理の総責任者を管理担当取締役とする。
- ニ. 取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

### ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 損失の危険の管理に関して、リスク管理体制の構築及び運用方法を定めたリスク管理規程を制定するとともに、リスク管理担当役員を任命する。
- ロ. 各部門の所管業務に付随する損失の危険の管理は当該部門が、また組織横断的な損失の危険状況の監視及び全社的対応は管理担当取締役が担当する。

- ハ. 上記イの危険の管理に関する状況については、定期的に取り締役に報告し、必要に応じて速やかに対策を検討する。
- 二. 内部監査部門が定期的各部署に対する内部監査を行い、損失の危険の管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- ホ. 重大性、緊急性又は不測の事態が発生、又はその恐れがある場合には、遅滞なく対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する体制を整える。

#### ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、事業計画を策定し、代表取締役以下業務担当取締役及び各部門は、当該計画の達成に向けた具体的な活動を行う。
- ロ. 取締役会を原則として毎月1回、別途必要に応じて随時機動的に開催して、業績報告のレビューを通じて、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う。
- ハ. 社内規程の整備運用により組織、業務分掌、職務権限及び意思決定ルールの明確化を図り、日々の職務執行の効率化を図る。

#### ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社の内部監査部門は、当社及びその子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。
- ロ. 当社の子会社の管理は関係会社規程に基づき実施し、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会に定期的に報告し、もしくは、事前協議を行う体制を構築する。

#### ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を配置する。

#### ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役職務を補助する使用人の指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において、監査役に帰属する。その際、取締役及び他の使用人は、指揮命令権限を有しない。
- ロ. 監査役職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、常勤監査役の同意を得た上で決定する。



**⑨ 当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- イ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況を報告する。
- ロ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査役に報告する。

**⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

- イ. 監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。

**⑪ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- イ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をした時は、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

**⑫ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- ロ. 監査役と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- ハ. 監査役は当社が契約している監査法人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
- ニ. 監査役が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

**⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- イ. 「コンプライアンス規定」を制定し、取締役・使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。
- ロ. 取締役職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」等の社内規定に定めるところにより適正に保存し、管理しております。

- ハ. 月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
- また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規定」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図っております。
- 二. 監査役、会計監査人及び内部監査担当は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- ホ. 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えております。

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものと考えておりますが、高値での売り抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株主の大量取得を目的と買付行為（または買収提案）に対しては、当該買収者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や株主の動向等を注視しながら、今後も検討を行ってまいります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,340,500</b>
現金及び預金	1,859,590
売掛金	1,838,440
リース投資資産	206,887
商品	289,728
貯蔵品	6,877
営業貸付金	3,629,927
その他	285,614
貸倒引当金	△776,565
<b>固定資産</b>	<b>1,104,863</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>402,056</b>
建物及び構築物 (純額)	154,064
リース資産 (純額)	90,015
その他 (純額)	157,976
<b>無形固定資産</b>	<b>175,021</b>
のれん	54,495
ソフトウェア	98,719
その他	21,806
<b>投資その他の資産</b>	<b>527,785</b>
投資有価証券	25,276
繰延税金資産	77,229
その他	425,280
<b>繰延資産</b>	<b>12,852</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,458,216</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>3,430,566</b>
買掛金	56,154
短期借入金	590,584
1年内返済予定の長期借入金	1,507,283
未払金	252,205
未払費用	237,248
未払法人税等	86,603
賞与引当金	44,583
その他	655,903
<b>固定負債</b>	<b>3,244,109</b>
社債	150,000
長期借入金	2,999,342
リース債務	56,135
繰延税金負債	38,424
その他	206
<b>負債合計</b>	<b>6,674,675</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>1,799,887</b>
資本金	1,636,608
資本剰余金	1,321,400
利益剰余金	△1,158,029
自己株式	△92
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△28,986</b>
その他有価証券評価差額金	△3,957
為替換算調整勘定	△25,029
<b>新株予約権</b>	<b>10,341</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>2,298</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,783,540</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,458,216</b>

注. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		6,938,623
金融収益		811,534
<b>営業収益合計</b>		<b>7,750,158</b>
売上原価		1,832,274
金融費用		233,607
<b>営業原価合計</b>		<b>2,065,882</b>
<b>売上総利益</b>		<b>5,106,349</b>
<b>営業総利益</b>		<b>5,684,276</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>5,165,971</b>
<b>営業利益</b>		<b>518,304</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	63,647	
助成金収入	13,848	
リサイクル関連収入	14,974	
その他	27,097	119,567
<b>営業外費用</b>		
支払利息	44,967	
株式交付費	5,383	
租税公課	23,880	
為替差損	34,591	
支払手数料	23,157	
その他	4,649	136,630
<b>経常利益</b>		<b>501,241</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	3,484	
新株予約権戻入益	23	3,507
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	23,984	
借入金繰上返済関連費用	63,818	87,803
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>416,946</b>
法人税、住民税及び事業税	229,720	
法人税等調整額	△13,172	216,548
<b>当期純利益</b>		<b>200,398</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>200,398</b>

注. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,540,116</b>
現金及び預金	883,979
売掛金	177,287
貯蔵品	145
前払費用	44,206
短期貸付金	102,464
その他	417,380
貸倒引当金	△85,347
<b>固定資産</b>	<b>2,961,229</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>135,662</b>
建物	71,043
車両運搬具	2,708
工具器具備品	41,106
リース資産	20,803
<b>無形固定資産</b>	<b>94,846</b>
商標権	3,469
ソフトウェア	87,347
その他	4,028
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,730,721</b>
投資有価証券	25,276
関係会社株式	1,619,144
出資金	5,020
長期貸付金	2,466,844
長期前払費用	12,491
繰延税金資産	17,248
その他	151,100
貸倒引当金	△1,566,402
<b>繰延資産</b>	<b>11,094</b>
株式交付費	6,511
社債発行費	4,583
<b>資産合計</b>	<b>4,512,440</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>2,300,228</b>
短期借入金	500,000
1年内償還予定の社債	152,000
1年内返済予定の長期借入金	835,158
リース債務	10,593
未払金	619,557
未払費用	121,548
未払法人税等	3,222
預り金	13,313
賞与引当金	44,583
その他	251
<b>固定負債</b>	<b>1,283,591</b>
社債	150,000
長期借入金	1,122,153
リース債務	11,232
その他	206
<b>負債合計</b>	<b>3,583,820</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>922,236</b>
資本金	1,636,608
資本剰余金	1,360,482
資本準備金	1,242,872
その他資本剰余金	117,610
利益剰余金	△2,074,762
その他利益剰余金	△2,074,762
繰越利益剰余金	△2,074,762
自己株式	△92
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△3,957</b>
その他有価証券評価差額金	△3,957
<b>新株予約権</b>	<b>10,341</b>
<b>純資産合計</b>	<b>928,620</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,512,440</b>

注. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,661,141
営業収益		748,137
売上高及び営業収益合計		3,409,278
売上原価		932,512
売上総利益		2,476,765
販売費及び一般管理費		1,700,580
営業費用		365,531
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計		2,066,111
営業利益		410,653
営業外収益		
受取利息	15,171	
助成金収入	8,407	
その他	6,578	30,156
営業外費用		
支払利息	38,045	
株式交付費	5,383	
為替差損	126,238	
貸倒引当金繰入額	102,508	
その他	22,756	294,932
経常利益		145,878
特別利益		
新株予約権取崩益	23	23
特別損失		
固定資産除却損	15,764	
関係会社株式評価損	5,000	
関係会社債権整理損	63,818	84,582
税引前当期純利益		61,318
法人税、住民税及び事業税	△27,402	
法人税等調整額	11,326	△16,076
当期純利益		77,394

注. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

リネットジャパングループ株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
名古屋事務所  
指 定 社 員                    公認会計士            吉川 雄 城  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員                    公認会計士            鈴木 啓 太  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リネットジャパングループ株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

リネットジャパングループ株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人 名古屋事務所		
指 定 社 員	公認会計士	吉川 雄 城
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	鈴木 啓 太
業 務 執 行 社 員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リネットジャパングループ株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月22日

リネットジャパングループ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	野 村 政 弘
監 査 役	原 陽 年
監 査 役	中 井 英 一

監査役原陽年及び監査役中井英一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 今後の経営方針・目指す目標

- ▶ 2021年9月期で経常利益で5億円をクリアし、次のフェーズとして2、3年以内に  
**経常利益10億円レベル達成を目指し、更に2035年経常利益100億円**の目標を掲げ成長を目指します。
- ▶ 経常利益10億円に向けては、**国内Re事業(リユース・リサイクル)**を柱として成長を牽引していきます。
- ▶ 更なる利益成長の為に、先行投資中である事業を第3の柱・第4の柱に育て利益を拡大する計画です。
  - ・ 外国人材送り出し事業
  - ・ ソーシャルケア事業(障がい者グループホーム)
  - ・ カンボジア金融事業(デジタル通貨バコン&当社子会社チャムロン)等
- ▶ 経常利益100億円達成に向けては、今後M&A・アライアンス戦略も積極的に活用していきます。

■ 売上高 ■ 経常利益 (単位：百万円)



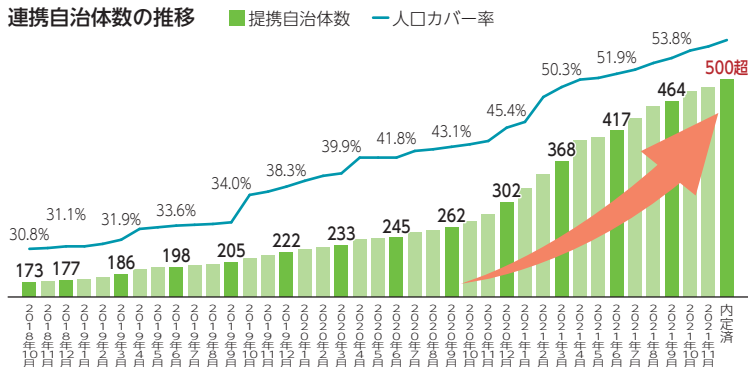
## 更なるブランド認知度の向上に向けて

- ▶ リアル店舗からネットへのシフト加速を促す形で

「**NET+OFF**」ブランド「宅配買取サービス」の認知拡大に継続して取り組んでいきます。

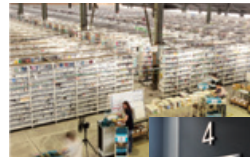
- ▶ リサイクルは、退蔵パソコンを宅配便で回収できる唯一の許認可取得企業としての強みを活かし、パソコン回収・リサイクルNo.1企業を目指したブランド認知度の拡大を目指しています。
- ▶ これらを実現するために、戦略的にマーケティング投資を積極的に展開しています。

- ▶ 自治体との連携数は前期末からほぼ倍増し、内定済みを含めると500を超える市町村（うち、政令指定都市17市）と連携し、人口カバー率は55%超まで増加しました。連携の拡大により「行政サービスの一環」としての案内・告知機会も拡大、当社サービスの信用、認知度の向上に大きな効果をもたらしています。



当社の強みである商品センターのローコスト運営に加え、ネットマーケティング部門を大幅に強化中です。

業界トップレベルを目指し、東京・渋谷にマーケティング支社を立ち上げました。採用強化・アライアンス活用も合わせ更にパワーアップを図っていきます。



## 障がい者の 「住」+「職」+「行政」 連携モデル

障がい福祉の領域へ参入し、グループホームを展開する「ソーシャルケアビジネス」を立ち上げ

知的精神障がいの方向けの「グループホーム(住)」と既存事業(リユース・リサイクル)から業務を切り出す形での「就労継続支援B型事業所(職)」を組み合わせたビジネスモデルを推進していきます。

リサイクル事業での全国500余の自治体との提携も活かし、障がい者の「住」+「職」+「行政」連携モデルに取り組んでいきます。



- ▶ PCデータ消去・リサイクル処理では、知的障がいのある方を積極的に雇用(一般就労)しています。
- ▶ 集中力が高い特性を活かし、障がいのある方が活躍できる現場を産み出すことで、リサイクル事業の拡大=障がい者の雇用拡大に繋がるモデルを構築するとともに、仕事(雇用)と住まい(グループホーム)を一体的な解決課題と認識し、「住」・「職」さらにリサイクル事業での全国500余の自治体提携を活かし、持続可能な形で社会課題の解決を目指す=経営理念に掲げる“偉大な作品”に繋げていきます。



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



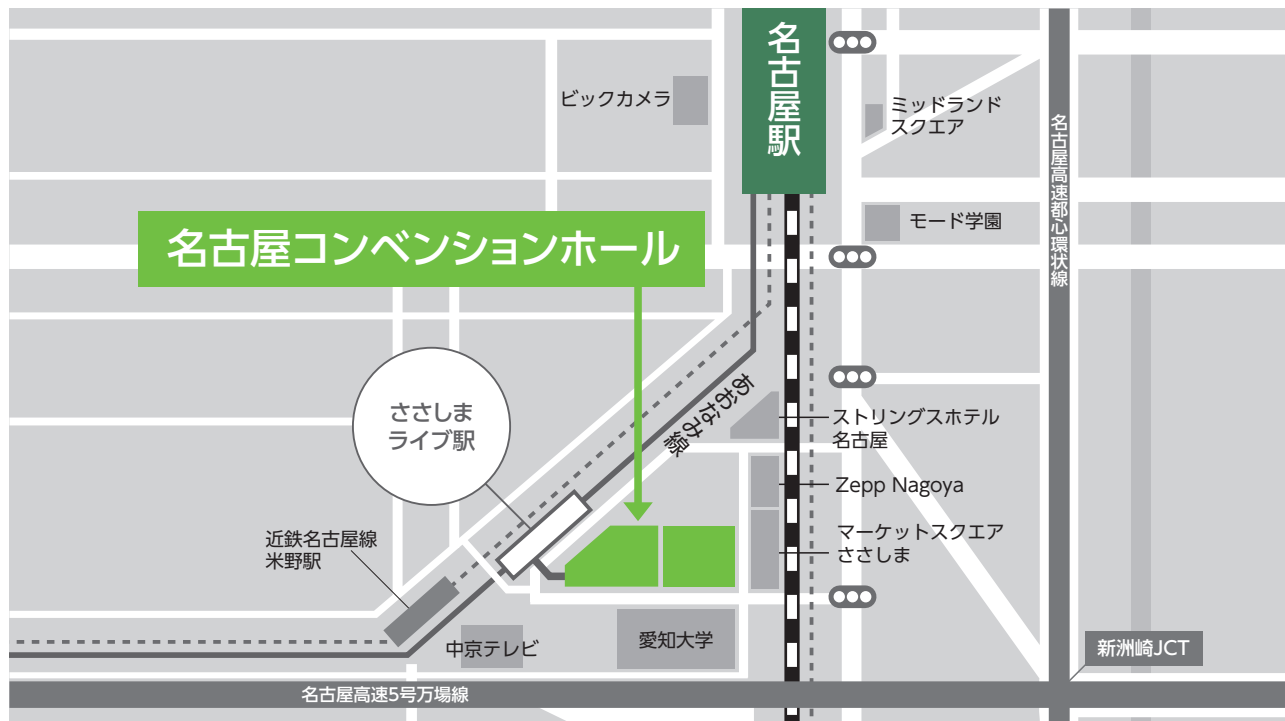
※リネットジャパングループはSDGsを指針に私たちの未来を支え続けます

定時株主総会会場  
ご案内図

日時 2021年12月17日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)

会場 グローバルゲート  
名古屋コンベンションホール 4階406会議室  
愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号

交通機関のご案内 あおなみ線「ささしまライブ駅」下車 徒歩約3分  
※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。